

住まいと生活

■ 水道・下水道

水道の使用

水道課業務係 ☎0153-52-3131

水道を使用するとき、中止するときは、事前に担当係へ届け出が必要です。

▶ 水道の使用を開始するとき

使用場所、使用者の住所・氏名、連絡先の電話番号、使用開始日、支払方法等をお知らせください。

▶ 水道の使用を中止するとき

中止場所、使用者の住所・氏名、使用中止日、連絡先電話番号と、移転先をお知らせください。

なお、町外に転出する人は、料金の精算方法等を確認します。

中止の届け出が遅れると、使用されていない期間についても料金をお支払いいただくことになりますのでご注意ください。

▶ 新しく水道をひくとき・故障したとき

住宅などを新築して新しく水道をひく場合などは、町指定の厚岸町指定給水装置工事事業者を通じて担当係へお申し込みください。その際、設計の審査と検査について、手数料が必要となります。

また、配水管の分岐より水道の蛇口（メーター器を除く）までは『給水装置』となり個人の財産ですので、定期的に点検するなどの管理を行い、この区間での凍結や漏水または給水装置が故障した場合は、直接指定給水装置工事事業者へ修理を依頼してください。

なお、新設工事や修理は、町指定以外の業者が行うことはできません。

水道料金

水道課業務係 ☎0153-52-3131

▶ 水道メーターの検針と使用水量

水道の使用水量は、検針員が毎月25日から月末までの間に、水道メーターを検針し、その月の使用水量と料金をお知らせしています。

いつもより使用水量が多いなど、疑問な点は担当係へ連絡をお願いします。

▶ 水道料金の軽減・免除

一般家庭で、生活保護を受けている場合や、世帯の年間総収入が一定の基準に満たない場合は、水道料金の基本料金が2分の1に、手数料が2分の1に軽減されます。

また、災害などの特別な理由がある場合は、水道料金を免除することができます。軽減や免除を受けるには、申請が必要です。

▶ 納入方法

●納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。

●口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。

●委託徴収員へ／町では、水道料金の収納業務を委託しています。口座振替や自主納付以外の場合は、委託徴収員が訪問し徴収します。

●スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。

▷対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY

※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は役場、取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

下水道を使用するようになると、流した汚水の量に応じて下水道使用料をいただくことになります。

算定は、水道水を使用している場合は水道の使用水量により、地下水などを使用している場合は、用途などを調査のうえ認定し算出します。

▶ 下水道使用料の軽減・免除

生活保護を受けている場合や、世帯の年間総収入が一定の基準に満たない場合は、下水道使用料の基本料金が2分の1に軽減されます。

また、災害などの特別な理由がある場合は、下水道使用料を免除することができます。軽減や免除を受けるには、申請が必要です。

▶ 納入方法

- 納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。
 - 口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。
 - 委託徴収員へ／町では、水道料金と下水道使用料の収納業務を委託しています。口座振替や自主納付以外の場合は、委託徴収員が訪問し徴収します。
 - スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。
- ▷対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY
- ※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は役場、取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

厚岸町指定給水装置・下水道排水設備等指定工事事業者

水道の工事や修理、水洗トイレの排水設備の工事は、町の指定を受けている工事事業者でなければ行うことができません。工事や修理、水道管の凍結や漏水のときは、直接、指定工事事業者へ依頼してください。



指定工事事業者については、お問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

■ ごみ・リサイクル・環境

ごみ・リサイクル

環境林務課廃棄物対策係 ☎0153-52-3131 厚岸町ごみ処理場 ☎0153-52-5298

▶ ごみ処理手数料

ごみの収集や処理に要する費用について、ごみ処理手数料として負担していただいています。毎年4月に納付書を送付しますのでお支払いください。

ごみ処理手数料の金額は、住んでいる地域や世帯の人数によって異なります。毎年4月1日を基準日として金額を算出していますので、人数に変更が生じた場合は届け出が必要になります。

詳しくはお問い合わせください。

●ごみ処理手数料の減免について

前年分の総収入額が生活保護世帯に準ずる収入の世帯は、ごみ処理手数料の減額や免除を受けることができます。減免には申請が必要です。

▶ 納入方法

●納付書での納付／納付書を直接送付しますので、役場、取扱金融機関やコンビニエンスストアの窓口で納入してください。

●口座振替／北洋銀行、大地みらい信用金庫、厚岸漁業協同組合、釧路太田農業協同組合、浜中町農業協同組合およびゆうちょ銀行で毎月口座から引き落とされます。手続きは各金融機関等の窓口で、通帳と通帳届出印をお持ちのうえ行ってください。

●スマホアプリ決済／令和4年4月分から、スマートフォンのアプリを利用してお支払いができます。納入通知書に印字されたバーコードを読み取るだけで、24時間いつでもどこでも簡単にお支払いできます。

▶対象アプリ／PayPay、LINE Pay、楽天銀行アプリ、PayB、au PAY

※領収証は発行されませんので、領収証が必要な場合は取扱金融機関、またはコンビニエンスストアでお支払いください。

▶ ごみの出し方

家庭から出るごみは、中身の見える袋(透明・半透明)に入れ、袋の口をしばってから、各自で設置したごみ箱に出してください。

ごみの収集日は、地域ごとに決められています。きちんと分別して、決められた収集日の8時30分までにごみを出してください。

なお、分別ルールが守られていない場合は注意票を貼り収集しない場合がありますので、ご注意ください。厚岸町のごみ分別は、6分類17種類に分かれています。それぞれの種類別に分けて出しましょう。

新しいごみ分別表をご活用ください

令和3年10月に、新たなごみ分別表を発行しています。

ごみの出し方、分別方法、注意点などをイラストで分かりやすく紹介しています。

また、冊子内にある『ごみ分別早見表(あいうえお順)』でごみの名前を調べると、分別区分やごみの出し方・注意事項をすぐに確認することができますので、ご活用ください。

●『声のごみ分別表』を配布しています

ごみ分別表の内容を吹き込んだCDとカセットテープがありますので、利用を希望する人はご相談ください。



▶ ごみの分別方法

分類	代表的な品目
生ごみ	調理くず(野菜・魚・肉・卵の殻など)、食事の残り、お菓子の残り、草・花(土をよく落とす)、果物の皮・くず、お茶がら・コーヒーかす(ティーバッグは『燃やせるごみ』へ)
燃やせるごみ	紙くず、布類(綿50%未満の衣類等)、木の枝・板、ゴム・革製品、おむつ、アルミホイル、乾燥剤、使い捨てカイロ、ペット用の砂
燃やせないごみ	ガラス、せともの、傘、ライター
資源となるごみ	12種類の品目に分けて出してください【新聞紙・雑誌・紙類、紙パック、段ボール、ペットボトル、びん類、缶類、金属製品、布類(綿50%以上)、プラスチック(プラマークのついているもの)、プラスチック(プラマークのついていないもの)、発泡スチロール、廃食用油】
有害なごみ	乾電池、ボタン電池、蛍光管、小型バッテリー、電球、水銀体温計
粗大ごみ	電器製品・暖房器具、家具・建具類、寝具類、大型の趣味・日用品類

▶ 一度に多量のごみを出すとき

一度に多量のごみを収集場所に出すことはできません。引っ越しや冠婚葬祭などで一時的に多量にごみを出す場合は、次の方法で処理をお願いします。

ごみの量に応じて料金が発生します。

●厚岸町ごみ処理場へ自己搬入する

▷受入日／月曜日～金曜日(土・日・祝日は除く)

▷受入時間／9時～16時まで

●臨時収集を依頼する(事前申し込み)

▷申込先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-4574

▷受付日時／月曜日～金曜日、16時まで

※土・日・祝日、ごみを収集しない日は受け付けしていません。

▶ ごみの収集日

●全てのごみを収集しない日／日曜日、お盆(2日間)、年末年始(12月31日～翌年1月5日)

●生ごみ・燃やせるごみだけを収集する日／祝日、祝日の振替休日

●その他の事情により収集できない日／気象条件(台風、暴風雪)や道路工事などによる通行止めの際は、収集ができない場合があります。

※臨時的に変更する場合は、防災無線等でお知らせします。

▶ 粗大ごみの収集申し込み

粗大ごみの収集には事前の申し込みが必要で、1回に2個まで収集します。収集の申し込みは、収集日の前日までに依頼してください。

●申し込み先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-4574

●受付日時／月曜日～金曜日、16時まで

※土・日・祝日、ごみを収集しない日は受け付けしていません。

▶ 町では収集しないごみ

テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンは、町では収集しません。処理する際は、リサイクル料金がかかります。

●処分方法

▷製品を買い換える場合＝新しい製品を購入する家電販売店に引き取りを依頼してください。

▷処分の場合＝製品を購入した家電販売店に引き取りを依頼してください。

▷処分の場合で、購入した家電販売店が廃業した、遠くにある、わからない場合＝町内の家電販売店に引き取りを依頼するか、自分で指定引取場所に運搬し、引き渡してください。

●タイヤ、バッテリー、消火器、ガスボンベ

回収できませんのでごみとして出さないでください。廃棄するときは、販売店・取扱店へ処分の相談をしてください。

▶ し尿のくみ取り

し尿のくみ取りを希望する場合は、収集委託業者である厚岸清掃社へ申し込みをしてください（2週間ほど余裕をもって申し込みしてください）。

し尿のくみ取り量に応じて処理手数料が発生しますので、その場でお支払いください。

▷申込先／有限会社厚岸清掃社 ☎0153-52-2488（受付専用回線）

●し尿処理手数料の減免

前年分の総収入額が生活保護世帯に準ずる収入の世帯は、し尿処理手数料の減額や免除を受けることができます。

くみ取りを行う7日前までに申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

▶ セッケン購入に対する助成

厚岸町水質汚濁防止対策協議会では、厚岸湾、厚岸湖の水質保全を図ることを目的に、セッケンの使用促進および購入助成を行っています。助成対象となるセッケンは、町内7店および1団体で取り扱っており、助成後の価格で販売されています。

●担当係／環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 生ごみ堆肥化容器の購入助成

生ごみの減量化と資源化を進めることを目的として、町内の販売店で生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器、バケツ型容器）を購入した人に、購入費用の一部を助成します。

●助成金額

▷コンポスト容器／1個目＝4,000円（上限）、2個目＝1,500円

▷バケツ型容器／1個につき1,500円

※世帯毎にそれぞれ年間1個まで。累計で2個まで助成します。

●申請方法

①町内の販売店で生ごみ堆肥化容器を購入し、領収書もらう。

②領収書と助成金を振り込む金融機関等の通帳を持参し申請する。

▶ ごみ分別出前講座

ごみの分別方法やごみを出すときの基本的なルール、ごみの減量方法や町のリサイクルに関する取り組みについて、正しい知識と理解を深めるため、ごみ分別出前講座を開催します。

●対象／厚岸町に居住している人で、5人以上の参加が見込める団体やサークル等

●開催日／平日10時～20時の間（土・日・祝日、12月31日～翌年1月5日は開催できません）

住まいと生活

浄化槽

環境林務課廃棄物対策係 ☎0153-52-3131

▶ 浄化槽の管理

浄化槽を正常に機能させるためには、定期的な保守点検とともに、許可業者による清掃や汚泥おでいのくみ取りを行わなければなりません。許可業者など詳しくはお問い合わせください。

▶ 合併処理浄化槽設置費補助金

合併処理浄化槽の設置者に費用の一部を補助します。

●対象／公共下水道を整備する予定がない区域で、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人（個人）

●交付額

▷合併処理浄化槽設置費用／5人槽＝上限90万円、5人槽を超えるもの＝上限110万円

※単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、以下の費用を加算

▷単独処理浄化槽の撤去費または雨水貯留槽等への再利用に要する費用＝上限9万円

▷宅内配管工事費＝上限30万円

※くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は以下の費用を加算

▷くみ取り便槽の撤去費＝上限9万円

▷宅内配管工事費＝上限30万円



住宅

補助

各担当係 ☎0153-52-3131

住宅に関する補助・支援一覧

※令和4年4月1日時点の金額です。詳しくは担当係にお問い合わせください。

名称	補助対象	補助内容	担当係
住宅新築助成事業	●床面積50㎡以上かつ1,000万円以上の住宅新築工事(用地購入費含む)で、工事着手前または工事着手後21日以内であること ●町内参加登録業者が新築工事を行う住宅であること など	50万円(基本額)+20万円(加算要件を満たす場合)を予算の範囲内で助成	建設課 建築係
貸付金利子助成事業	上記『住宅新築助成事業』の要件を満たす住宅の新築のための資金を金融機関等から借り受けた人	30万円、ただし借入額が1,000万円未満の場合は、償還開始月から起算して24カ月分の利子相当額(上限30万円)を予算の範囲内で助成	建設課 建築係
住宅リフォーム支援助成事業	住宅リフォームに要する費用が10万円以上となる増築・改築・修繕工事	対象工事費の10%または15%(要件を満たす場合)を予算の範囲内で助成(上限20万円で上限に達するまで利用可)	建設課 建築係
住宅エコリフォーム補助金事業	費用が50万円以上となる省エネ改修工事、バリアフリー改修工事	対象工事費の10%または15%(上限50万円)を予算の範囲内で補助	建設課 建築係
耐震改修工事等補助事業	昭和56年5月以前に着工された住宅で、専門機関の耐震診断によって現行の耐震基準に満たないとされた住宅の耐震診断および除却工事	●耐震改修工事＝必要経費に応じて補助(上限30万円) ●除却工事＝対象工事費の10%(上限20万円) ※予算の範囲内で補助	建設課 建築係
厚岸町住宅用太陽光発電システム設置奨励事業	住宅用太陽光発電システムの設置	発電システム1kwあたり3万円に、発電システムを構成する太陽電池の最大出力値を乗じた額(上限15万円)を奨励金(厚岸町商工会が発行する商品券)として予算の範囲内で交付	観光商工課 商工雇用係
空家等改修費補助事業	町内に所在する空き家等を購入し、自ら居住することを目的に、町内建設業者が行う改修工事費	改修工事費等の3分の1(上限50万円)	総合政策課 政策調整係
空家等除却費補助事業	町内に所在する空き家等で、町内建設業者が行う除却(空き家等を全て解体し、更地にすることをいう)工事費	除却工事費等の80%(上限50万円)	総合政策課 政策調整係
移住促進引越支援補助事業	町内に移住しようとする人に対して、引越し費用を一部補助	●補助率/補助対象経費の50% ●補助金額/上限10万円、最大20万円(高校生以下と同居の場合5万円ずつ加算)	総合政策課 政策調整係
定住促進家賃支援補助事業	町内に移住し、民間賃貸住宅に入居しようとする者に対して、家賃を一部補助	●補助率/家賃の50% ●補助金額/1カ月当たり上限2万円 ※最長3年	総合政策課 政策調整係
木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断	階数が2階以下および延べ床面積500平方メートル以下であること、申込者が住宅を所有または居住していること	木造一戸建て住宅の無料簡易耐震診断	建設課 建築係

【合併処理浄化槽設置費補助金→39頁】

町営住宅の空き状況により、年3回、町広報誌やホームページなどで入居者募集のお知らせをしています。詳しくはお問い合わせください。

結婚支援

結婚新生活支援

新婚世帯に対して、婚姻に伴う住宅取得費用、住宅賃借費用、引っ越し費用、リフォーム費用を補助します。

●補助金額

▷夫婦ともに39歳以下で世帯所得400万円未満／上限30万円

▷上記以外の場合／上限15万円

●問い合わせ／総合政策課政策調整係

厚岸町ハッピーブライダル奨励事業^{しょうれい}

地元事業者を利用して町内での結婚披露宴および結婚パーティーを行う人に、予算の範囲内で奨励金を交付します。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ／観光商工課商工雇用係



交通

デマンドバス・スクールバス

町民課自治振興係・教育委員会管理課学校教育係 ☎0153-52-3131

▶ 運行日

月曜日から金曜日までの平日で、予約があれば毎日運行します。

※ただし、苫多線については月曜日と水曜日、大別・太田線については火曜日と木曜日の週2日運行します。

▶ 運行路線・運賃

運航路線と運賃については、各バスマップ・ホームページをご覧ください。

バスマップは、自治振興係で配布しています。

●運行路線／末広・床潭・筑紫恋線、大別・太田線、上尾幌・片無去線、苫多線、トライベツ・若松・糸魚沢線、トライベツ・若松・糸魚沢線(短縮便)

▶ 運行時刻

デマンドバスの上り路線と運行時刻が固定となっている下り路線とスクールバスの上り路線の運行時刻については、配布されているバスマップをご覧ください。

デマンドバス・スクールバスの時刻表については、IP告知情報端末にも掲載しています。

●注意点

- ▷スクールバスについては、児童生徒の乗車を優先するため、座席に余裕がある場合のみの利用となります。
- ▷バスマップに記載されている各路線の運行時刻は全ての停留所で予約があった場合の運行時刻で、あくまで目安の時刻です。予約がなかった停留所については停車しません。(バスマップは、自治振興係で配布しているほか、ホームページに掲載しています。)
- ▷デマンドバスとスクールバスの下り路線については日々、運行時刻が変更になりますので、運行時刻表を確認しご乗車ください。(町広報誌に毎月折り込んでいるほか、ホームページに掲載しています。)
- ▷予約が1件もない日の便は運休します。
- ▷乗車時刻に乗車場所にいない場合には、キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。
- ▷スクールバスは通学、下校時間に変更があった場合は運行時間の変更、または運休になる場合があります。

乗車券

バス運賃は現金での支払いはできませんので、必ず回数券(100円券・500円券の2種類)または定期券を購入してください。

●販売場所／町民課自治振興係、くしろバス(株)厚岸営業所、桜ハイヤー(株)

※町民課自治振興係に申し込んだ場合、自宅まで届けることもできます。

※事前に購入できない場合は、予約時に申し出ることによってバス車内で販売します。

※乗車券として、厚岸町福祉交通回数券を使用することもできます。

【厚岸町福祉交通回数券→24㌔】

予約先・予約方法

●予約方法／30日前から前日まで予約可能です。乗車希望日の前日17時頃に、予約先から当日の到着予定時刻をお知らせします。

※前日が土・日・祝日の場合はその前の平日にお知らせします。

●予約先

▷末広・床潭・筑紫恋線、トライベツ・若松・糸魚沢線(短縮便)／くしろバス(株)厚岸営業所 ☎0153-52-2034

▷上記以外の路線／桜ハイヤー(株) ☎0153-52-2137

自転車の交通事故防止

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

自転車用ヘルメットの購入費を助成します

●対象者(いずれも当てはまる人)

▷自転車用ヘルメットを購入した人

▷町主催の自転車講習会や町内で自転車交通安全教室を受講した人

●助成内容／購入価格の2分の1以内(2,000円上限)

※1人当たり年1回まで

自転車用保険の加入費を助成します

●対象者(いずれも当てはまる人)

▷赤色TSマーク付帯保険に加入した人

▷町主催の自転車講習会や町内で自転車交通安全教室を受講した人

●助成内容／購入価格の2分の1以内(1,000円上限)

※1人当たり年1回まで

自動車運転免許証の自主返納を支援します

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

70歳以上で自動車の運転免許証を自らの申請により返納した人に、公共交通機関等の乗車に利用できる福祉交通回数券、または町内の登録店で利用できる商品券を交付します。

※運転免許証の自主返納の方法等については、厚岸警察署(☎0153-52-0110)へお問い合わせください。

●支援内容／公共交通機関やハイヤーが利用できる厚岸町福祉交通回数券、および厚岸町商工会が発行する町内の取扱店で利用できる商品券を、どちらかまたは両方を合わせて2万円分交付します(1人1回限り)。

【厚岸町福祉交通回数券→24㌔】

●申し込み方法／運転免許証を自主返納してから1年以内に、町民課自治振興係へ申し込み

道路

建設課管理維持係 ☎0153-52-3131

除雪作業にご協力を

雪捨て場は毎年変更しており、町広報誌でお知らせしています。除雪車による除雪作業のため、次のことにご協力をお願いします。

▷除雪した雪を道路に捨てることは、道路交通法で禁止されています。自分の敷地内で処理するか、雪捨て場に運びましょう。

▷歩道や路上にごみ箱、旗立て用コンクリートなどを置くことは、除雪作業の支障になります。雪が降る前に撤去するようお願いします。

▷除雪車が通った後には、どうしても玄関先に雪が残ってしまいます。それぞれの家庭で処理していただくよう、ご協力をお願いします。

▷危険ですので、除雪車には近づかないでください。

▷路上駐車は除雪の妨げになるため、やめましょう。

【高齢者世帯等の除雪サービス→24㌔】

相談・自治会

相談

【各種相談先→52頁】

自治会

町民課自治振興係 ☎0153-52-3131

自治会は、ご近所同士がお互いに力を合わせて助け合い、地域での問題や課題の解決、会員同士が交流を図る地域活動組織であり、明るく住みやすいまちづくりを進めています。また、町内には、30の自治会があり、それぞれが自主的に活動を行っています。

- 活動内容／防災活動、環境美化活動、高齢者の見守り、交流会や情報提供など
- 自治会の加入を希望する人は、担当係へご連絡ください。

広報・広聴

総務課広報統計係 ☎0153-52-3131

▶ 町広報誌『広報あっけし』

毎月1日(1日が土日・祝日の場合は前開庁日)に、町広報誌『広報あっけし』を各自治会の担当者へ配布しているほか、各公共施設・郵便局などに設置しています。

また、ホームページでカラー版の町広報誌(PDF)を掲載しているほか、内容を吹き込んだ『声の広報だより』を作成しています。

【声の広報だより→26頁】



▶ 町長へのポスト

町民からの町政への意見・提案・質問などを受け付けています。氏名・住所・電話番号を記入いただくことで、後日、回答します。

町広報誌に年4回(2月・5月・8月・11月)、町長へのポストを折り込んでいるほか、ホームページ内『町長へのポスト』のページからも受け付けています。

▶ 移動町長室

町民参加のまちづくりを進めるため、町が進めている計画や構想などを広く周知してその意見を聴くとともに、将来のまちづくりに対する意見や提言を求めることを目的に開催しています。

詳しくはお問い合わせください。

住まいと生活

斎場(火葬場)・霊園

環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 厚岸町斎場(火葬場)

- 住所／サンヌシ33番地
 - 火葬場使用料
 - ▷12歳以上／12,000円
 - ▷12歳未満／8,000円
 - ▷死産児／5,000円
 - ▷死体の一部または人体骨／6,000円
- ※町外にお住まいの人は2倍の使用料となります。
※死体(埋)火葬許可申請については、墓地・火葬場使用許可申請書を提出してください。

【厚岸町斎場(火葬場)の予約方法→10頁】

▶ 厚岸霊園

厚岸町が管理している霊園です。利用する場合、手続きをしてください。申し込み時に使用料、1年ごとに管理料を納める必要があります。

- 住所／有明2丁目4～6番地
- 申し込みに必要な物／使用料、1年間の管理料、本籍および住所がわかる書類

動物

犬の登録・狂犬病予防注射

環境林務課環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 犬の登録

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上飼育された犬は登録しなければなりません。担当係で手続きをしてください。登録を済ますと『犬鑑札』と『門標』が交付されます。

▷登録料／1頭3,000円

●住所や飼い主の変更があった場合／住所や飼い主の変更があった場合には、忘れずに『犬の登録事項変更届』を提出してください。提出がない場合、登録は旧住所や旧飼い主のままですので、狂犬病予防集合注射の案内等の郵便物が届かないことがあります。

●飼育犬の死亡等による登録抹消／飼育犬が死亡した場合には、忘れずに『死亡届』の手続きをしてください。死亡届を提出することで登録が抹消されます。なお、既に交付済みの鑑札は、死亡届と一緒に返却してください。

▶ 狂犬病予防注射

狂犬病予防法に基づき、生後91日以上飼育された犬は、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。注射を受けた後は、担当係で注射済票の交付(料金550円)を必ず受けてください。

野生生物

環境林務課林政係・廃棄物対策係・環境衛生係 ☎0153-52-3131

▶ 動けないシカがいた場合

次の問い合わせ先へご連絡ください。

●個人の所有地の場合／環境林務課林政係（死体の場合は環境林務課廃棄物対策係）

●道路の場合

▷国道／宮園交差点より釧路側＝釧路開発建設部釧路道路事務所 ☎0154-41-8101、宮園交差点より根室側＝釧路開発建設部根室道路事務所 ☎0153-24-4188

▷道道／釧路土木現業所厚岸出張所 ☎0153-52-3615

▷町道／建設課管理維持係

▶ スズメバチの駆除

スズメバチの巣を発見した場合は、次の問い合わせ先へご連絡ください。

●問い合わせ／環境林務課環境衛生係

※職員による駆除は、容易に駆除できる場合に限りです。

ヒグマに注意！



例年、春と秋は、クマの目撃情報が多く、野山のほか近年では住宅近辺の裏山でも目撃する可能性がありますので、事故に遭わないためにも次のことに気をつけましょう。

▷1人で野山に入るのは避ける

▷薄暗いときは行動しない

▷ふんや足跡を見たら引き返す

▷食べ物やごみは必ず持ち帰る

また、ヒグマの姿や足跡、ふんを発見した場合は、役場環境林務課林政係または厚岸警察署(☎0153-52-0110)へ連絡をお願いします。

厚岸町に寄せられたヒグマの出没情報は、ホームページで公開しています(ヒグマ出没マップ『ひぐまっぷ』)。